名古屋市グリーン配送実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市環境基本計画に掲げる、ともに創る「環境首都なごや」の実現に向けて、自動車の走行に起因する大気汚染物質及び二酸化炭素の排出抑制を図り、環境負荷の少ない自動車の普及及びエコドライブの実施を促進するため、名古屋市(以下「市」という。)がグリーン配送を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車をいう。
- 2 この要綱において「物品」とは、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号) 第132条に規定する物品をいう。
- 3 この要綱において「名古屋市グリーン配送適合車両」(以下「適合車両」という。)とは、次の各号に掲げる自動車(第5項に規定する車種規制非適合車を除く。)とする。
 - (1) 電気自動車
 - (2) 天然ガス自動車
 - (3) メタノール自動車
 - (4) ハイブリッド自動車
 - (5) 低排出ガス車かつ低燃費車
 - (6) 燃料電池自動車
 - (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車
 - (8) クリーンディーゼル自動車
 - (9) プラグイン・ハイブリッド自動車
- 4 この要綱において「グリーン配送」とは、市が締結する物品の買入れ契約(印刷の発注を含む。)及び物品の借入れ契約において、自動車(二輪自動車を除く。)を使用して物品の納入を行おうとする事業者(契約の相手方(以下「契約業者」という。)で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者(以下「納入業者」という。))が、物品の納入先(愛知県内に所在する市の機関に限る。)へ適合車両を使用し、かつエコドライブを実施して物品の納入を行うことをいう。
- 5 この要綱において「車種規制非適合車」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び 粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成 4 年政 令第 365 号)第 4 条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及 び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合し ないものをいう。
- 6 この要綱において「エコドライブ」とは、環境に配慮した自動車の運転のことをいう。

(届出)

- 第3条 契約業者又は契約業者となろうとする事業者は、グリーン配送実施届出書(様式第1号。以下「実施届」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 自ら納入を行う契約業者、納入業者又はそのいずれかになろうとする事業者は、配送使用車両届出書(様式第2号。以下「車両届」という。)を市長に提出するものとする。 なお、愛知県グリーン配送実施要綱に基づく、愛知県グリーン配送使用車両届出書を愛知県知事に提出した場合は、車両届を市長に提出したものとみなす。

- 3 車両届に適合車両以外の自動車を記載した場合は、グリーン配送実施計画届出書(様式第3号。以下「計画届」という。)を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、車両届に記載された自動車が適合車両であることを確認した場合は、名古屋 市グリーン配送適合車両届出済証(名古屋市収受印を押印した車両届の写し。以下「届 出済証」という。)及び名古屋市グリーン配送適合車両ステッカーを届出した者に交付 する。また、計画届が提出された場合は、グリーン配送実施計画届出済証(名古屋市 収受印を押印した計画届の写し。)を届出した者に交付する。
- 5 届出済証の交付を受けた者は、適合車両を使用しなくなった場合は、速やかに届出済証を市長に返却するものとする。
- 6 実施届及び車両届の届出をした者は、届出の内容に変更があった場合は、グリーン配 送届出事項等変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(実施方法)

- 第4条 物品を調達する機関(以下「調達機関」という。)は、第2条第4項に定める契約のうち、契約書又は請書を作成する場合は、グリーン配送に努める旨を仕様書に記載するものとする。
- 2 前項の方法によらない場合は、入札又は発注にあたり、グリーン配送に努める旨を契約業者に指示するものとする。
- 3 調達機関は、自ら納入を行う契約業者又は納入業者に対し、グリーン配送の実施に当たり必要な調査等を実施することができるものとする。
- 4 環境局長は、前項の調査に加え、グリーン配送の適正な運用に必要な限度において、調査等を実施することができるものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、グリーン配送の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日以後に締結される契約(平成19年1月1日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われたものは除く。)について適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適合車両の特例)

- 2 当分の間、第2条第3項の規定にかかわらず、大気汚染物質及び二酸化炭素の排出抑制に配慮しているとして、次の各号に掲げる自動車(第2条第5項に規定する車種規制 非適合車を除く。)も適合車両とみなす。
 - (1) 低排出ガス車
 - (2) 低燃費車
 - (3) 超低 P M 排出ディーゼル車
 - (4) LPガス貨物自動車
 - (5) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車
 - (6) その他、大気汚染物質及び二酸化炭素の排出抑制に配慮しているとして、環境局長

が認めるもの

3 第2条第3項第5号及び前項第1号の低排出ガス車とは、低排出ガス車認定実施要領 (平成12年運輸省告示第103号)に基づく認定を受けた自動車(平成12年基準排出ガス25%低減レベル以上)をいう。第2条第3項第5号及び前項第2号の低燃費車とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく燃費基準を達成した自動車をいう。第2条第3項第7号の新長期規制適合ディーゼル車とは、平成17年以降の自動車排出ガス規制に適合したディーゼル車をいう。前項第3号の超低PM排出ディーゼル車とは、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)に基づく認定を受けた自動車(平成12年基準排出粒子状物質75%低減レベル以上)のディーゼル車をいう。前項第5号の新短期規制適合ディーゼル車とは、平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル車をいう。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項第8号のクリーンディーゼル自動車とは、平成21·22年自動車排出ガス 規制に適合したディーゼル車のうち車両総重量3.5 t 以下のものをいう。

附 則 (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

グリーン配送実施届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(届出者) 所在地 名称 代表者氏名

名古屋市グリーン配送実施要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

実 施 方 法 (該当する番号に○をつけ てください。複数可。)	 グリーン配送適合車両で納入するよう努める。 納入業者に対し、グリーン配送適合車両での納入を依頼するよう努める。 グリーン配送適合車両での納入が可能な納入業者を選択するよう努める。 その他(備 考 【1を選択した場合】 配送使用車両届出書(様式第2号)を提出してください 【2又は3を選択した場合】 納入業者名を記入(未定の場合は不要)し、納入業者に対し、配送使用車両届出書(様式第2号)の提出を依頼してください(提出済みの場合は不要です) 名称 電話番号 電話番号 名称 名称 電話番号 電話番号 電話番号
連絡先	担当部署 担当者名 電話番号
備 考	

(注)

上記の内容に変更があった場合は、グリーン配送届出 事項等変更届(様式第4号)を提出してください。

名古屋市収受印	

配送使用車両届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(届出者) 所在地 名称 代表者氏名

名古屋市グリーン配送実施要綱第3条第2項の規定に基づき、市の機関への納入に使用する車両を次のとおり届出します。

<u>加力の手間で以る</u>			
	低公害・低燃費車		
	(1) 電気自動車	()台
	(2) 天然ガス自動車	()台
	(3) メタノール自動車	()台
	(4) ハイブリッド自動車	()台
	(5) 低排出ガス車かつ低燃費車	()台
	(6) 燃料電池自動車	()台
	(7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・		
深 V 丰 王	新長期規制適合以降ディーゼル車	()台
適合車両	(8) クリーンディーゼル自動車	()台
	(9) プラグイン・ハイブリッド自動車	()台
	特例		
	(1) 低排出ガス車(車両総重量 3.5 t 以下)	()台
	(2) 低燃費車	()台
	(3) 超低 P M ディーゼル車	()台
	(4) LPガス貨物自動車	()台
	(5) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車	()台
	(6) その他(()台
	(1) 適合車両以外のガソリン車	()台
非適合車両	(2) 適合車両以外のディーゼル車	()台
	(3) その他()	()台
	/ → 該当がある場合は実施計画届出書(様式第 3 号)を提出してく	ださい	<i>/</i> ⊔
連絡先	担当部署		
	担当者名 電話番号		
 備 考			
一一			

(注)

- 1 記載した全ての車両の自動車検査証の写しを添付してください。
- 2 上記の内容に変更があった場合は、グリーン配送届 出事項等変更届(様式第4号)を提出してください。

名古屋市収受印	

グリーン配送実施計画届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(届出者) 所在地 名称 代表者氏名

名古屋市グリーン配送実施要綱第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届出します。

実施計画	1 名古屋市グリーン配送適合車両を導入する。 → 導入予定車種 () () 台 () () 台 () () 台 () () 台 () () 台 () () 台 () () 台 () ()) 台 () ()) 台 () ()) 台 () ()) の他 ()) の他
実施期日	年 月までに実施予定
連絡先	担当部署 電話番号
備考	

名古屋市収受印	

グリーン配送届出事項等変更届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(届出者) 所在地 名称 代表者氏名

名古屋市グリーン配送実施要綱第3条第6項の規定に基づき、次のとおり届出します。

名百座中グリーン配送美加安桐第3条第6項の規定に基づさ、次のこわり油山しより。			
変更事項			
	変更前	変更後	
変更内容			
連絡先	担当部署 担当者名	電話番号	
備 考			

名古屋市収受印	